

## 仙台市博物館条例の一部改正について

### 1 改正の理由

博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号）が令和5年4月1日から施行されることに伴い、仙台市博物館条例に生じる条ずれの規定整備のため改正を行います。

### 2 新旧対照表

○ 仙台市博物館条例（昭和六〇年一二月一九日 仙台市条例第二九号）

現行	改正後（案）
<p>（博物館協議会）</p> <p>第十条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）<u>第二十条</u> 第一項の規定に基づき、博物館に仙台市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会の委員の任命の基準は、博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第十八条に規定する基準とする。</p> <p>3 協議会の委員の定数は、十人とする。</p> <p>4 協議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>（博物館協議会）</p> <p>第十条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）<u>第二十三条</u>第一項の規定に基づき、博物館に仙台市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2～4 （略）</p>

（施行予定日：令和5年4月1日）

（参考）博物館法（昭和二十六年十二月一日 法律第二百八十五号）

現行	改正後
<p>第三章 公立博物館</p> <p>（博物館協議会）</p> <p><u>第二十条</u> 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。</p> <p>2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。</p>	<p>第三章 公立博物館</p> <p>（博物館協議会）</p> <p><u>第二十三条</u> 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。</p> <p>2 （略）</p>